

岐阜県立自然公園条例の一部を改正する条例について

岐阜県立自然公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年九月十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県立自然公園条例の一部を改正する条例

岐阜県立自然公園条例(昭和三十九年岐阜県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八条の八」を「第八条の十三」に、「第三章の二 生態系維持回復事業(第二十三条の二―第二十三条の五)」を「第三章の二 生態系維持回復事業(第二十三条の二―第二十三条の三 質の高い自然体験活動の促進のための措置(第二条の五)」に改める。

第十三条の六―第二十三条の十)」「  
第六条の見出し中「の決定」を削り、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第七条第二項中「前条第二項」を「前条第四項」に改める。  
第七条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

(協議会による公園計画の変更の提案)

第七条の二 第八条の七第一項に規定する協議会は第八条の八第一項に規定する利用拠点整備改善計画について、第二十三条の六第一項に規定する協議会は第二十三条の七第一項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な公園計画の変更をする

ことを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。
- 第八条の前に次の一条を加える。

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第七条の四 第八条の七第一項に規定する協議会は、知事に対し、第八条の八第一項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができ、この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第八条の三第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公園事業者（第八条第三項の認可を受けた者に限る。）が国及び地方公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第二章中第八条の八を第八条の十三とする。

第八条の七第一項中「知事は」の下に「、この章（第四条から第七条の二までを除く。次項において同じ。）の規定の施行に必要な限度において」を加え、「、この章（第四条から第七条までを除く。）の規定の施行に必要な限度において」を削り、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第八条の八第四項の認定を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第八条の七を第八条の十二とし、第八条の六の次に次の五条を加える。

(協議会)

第八条の七 自然公園の区域をその区域を含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の

区域内における第二十二条第一項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

三 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るもの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

四 その他当該市町村が必要と認める者

3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第一項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町村は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号に掲げる者であつて第一項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7 第一項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 第一項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

（利用拠点整備改善計画の認定）

第八条の八 前条第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成

員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- 二 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
- 三 利用拠点整備改善計画の目標
- 四 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
- 五 第八条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項

六 第八条第六項の協議若しくは認可又は同条第九項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第四項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの

七 計画期間

八 その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。

4 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 公園計画に照らして適切なものであること。
- 二 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
- 三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 五 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 6 知事は、第四項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第八条の九 前条第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第八条の七第一項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第四項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の

規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第八条の十 知事は、第八条の八第四項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第八条の十一 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第八条の八第四項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第八条第二項若しくは第六項の協議をし、同条第三項若しくは第六項の認可を受け、又は同条第九項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第九条第八項中「前四項」を「第四項から前項まで」に改め、同項第一号中「執行」の下に「又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）」を加え、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定自然体験活動促進事業（第二十三条の九第一項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第二十三条の六第二項第二号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）

として行う行為

第十条第四項第三号中「ため」の下に「、又は認定利用拠点整備改善事業を行うため」を加え、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合

第十八条中「第十条第四項第七号」を「第十条第四項第八号」に改める。

第十九条第七項第一号中「執行」の下に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第二十一条の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同条第一項及び第二項中「第十条第四項第七号」を「第十条第四項第八号」に改める。

第二十三条第一項に次の一号を加える。

三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与え

ることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第二十三条第二項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第三章の二の次に次の一章を加える。

第三章の三 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第二十三条の六 自然公園の区域をその区域を含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

三 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るもの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

四 その他当該市町村が必要と認める者

3 第八条の七第三項から第九項までの規定は、第一項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第二十三条の六第一項」と、同条第五項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第二項第三号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第二十三条の六第二項第三号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第二十三条の七 前条第一項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

二 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針

- 三 自然体験活動促進計画の目標
- 四 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
- 五 計画期間
- 六 その他規則で定める事項
- 3 知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
  - 一 公園計画に照らして適切なものであること。
  - 二 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
  - 三 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - 四 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 5 知事は、第三項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。  
(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)
- 第二十三条の八 前条第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第二十三条の六第一項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前条第三項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。  
(認定の取消し)
- 第二十三条の九 知事は、第二十三条の七第三項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第二十三条の七第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第二十三条の十 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第二十三条の七第三項の

認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条第一項中「第三十一条第一号」を「第三十一条第一項第一号」に改める。

第三十条第一項中「次条各号」を「次条第一項各号」に改める。

第三十一条第三号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

二 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第三十二条中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改める。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第三十六条の二 県は、自然公園の利用の増進に資するため、県内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第三十七条第一項中「第十条第四項第七号」を「第十条第四項第八号」に改める。

第三十九条中「第八条の六第一項又は第二十条第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第八条の六第一項又は第二十条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第九条第四項の規定に違反したとき。

第四十条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第八条第六項」を「第八条第三項の認可を受けた者が、同条第六項」に、「者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第九条第四項又は」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第四号及び第五号中「者」を「とき。」に改める。

第四十一条及び第四十二条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第四十三条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中



「第八条の七第一項」を「第八条の十二第一項若しくは第二項、第十七条第一項若しくは第二十三条の十第一項」に、「同項」を「これら」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「同条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「者」を「とき」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第十号とする。

第四十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第八条第九項」を「第八条第三項の認可を受けた者が、同条第九項」に、「者（第八条第三項の認可を受けた者に限る。）」を「とき」に改め、同条第二号中「者」を「とき」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 提 案 説 明

自然公園法の一部改正に鑑み、県立自然公園について、質の高い自然体験活動の促進又は利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度を創設する等のため、この条例を定めようとする。